

平成28年熊本地震に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A

(平成28年5月2日版)

熊本地震に伴い、激甚災害法に基づく雇用保険の特例措置等を実施しているところでは、

このQ&Aには、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますので、ご参照いただければと考えております。

なお、個別の事案ごとの具体的な取扱いやご相談は、お近くの[都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）](#)にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【目 次】

激甚災害法の雇用保険の特例措置などに関する取扱いについて

<個人向けQ & A項目一覧>

Q 1	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の基本手当を受給していましたが、平成 28 年熊本地震により、失業の認定日に公共職業安定所に行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
Q 2	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年熊本地震により交通手段が遮断されており、住居を管轄する公共職業安定所に行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
Q 3	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ず公共職業安定所に行かなければならないのでしょうか。
Q 4	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年熊本地震により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。
Q 5	<ul style="list-style-type: none">「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）とがありますが、これらの措置内容について教えてください。
Q 6	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
Q 7	<ul style="list-style-type: none">事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者休業票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。

Q 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。
Q 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）又は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を利用して、失業給付を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどうなりますか。
Q10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）について、給付制限期間の短縮がされる措置内容について、教えてください。
Q11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業中にボランティアをした場合、失業給付の受給はどうなりますか。

<事業主向けQ & A項目一覧>

Q 1	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年熊本地震による災害について、熊本県が激甚災害の指定を受けましたが、従業員が「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）を受けるために、事業主はどのような手続を行わなければならないのですか。
Q 2	<ul style="list-style-type: none">「雇用保険被保険者休業証明書」は、どこで入手ができますか。
Q 3	<ul style="list-style-type: none">「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類なども提出する必要がありますか。 また、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類が用意できない場合には、手続を行うことはできないのですか。
Q 4	<ul style="list-style-type: none">事業所が被災等したため、事業所管轄の公共職業安定所で手続を行うことが困難なのですが、提出先の公共職業安定所を変更することは可能ですか。 また、本社等が被災等した事業所に代わって、手続を行うことは可能ですか。
Q 5	<ul style="list-style-type: none">「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となる事業所は、熊本県内にある事業所が事業を休業・廃止している場合に限られるのですか。
Q 6	<ul style="list-style-type: none">熊本県内にある本社が平成 28 年熊本地震により休業し、熊本県外にある支店が（災害の影響は受けていないものの）本社が休業したことにより休業するに至った場合、支店の従業員はこの雇用保険の特例措置の対象となりますか。
Q 7	<ul style="list-style-type: none">労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は平成 28 年熊本地震の影響を受けなかったものの、熊本県内にある「派遣先事業所」が仕事ができなくなりましたが、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となりますか。

Q 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の一部が平成 28 年熊本地震により休業したが、休業した労働者は全員ではなく、一部の労働者であった場合には、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となりますか。
Q 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）について、平成 28 年熊本地震により休業した場合に雇用保険の基本手当が支給されますが、この「休業開始日」はいつになりますか。
Q10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員が「災害救助法の雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
Q11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」に行くことが必要なのでしょうか。
Q12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県外（大分県等）は、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）及び「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の対象にはならないのでしょうか。

<個人向けQ & A回答>

Q 1	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の基本手当を受給していましたが、平成 28 年熊本地震により、失業の認定日に公共職業安定所に行くことができません。どうすればよいのでしょうか。
A 1	平成 28 年熊本地震により所定の認定日に公共職業安定所に来所できない場合は、認定日の変更が可能です。 事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。

Q 2	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年熊本地震により交通手段が遮断されており、住居を管轄する公共職業安定所に行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。
A 2	平成 28 年熊本地震により住所を管轄する公共職業安定所に行けない場合は、他の公共職業安定所でも手続きが可能ですので、来所可能な公共職業安定所にお越しください。 ハローワークの一覧は こちら (http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html) です。

Q 3	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の特例措置に関する相談をするためには、必ず公共職業安定所に行かなければならないのでしょうか。
A 3	電話による相談も行っております。

Q 4	<ul style="list-style-type: none">平成 28 年熊本地震により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。
A 4	平成 28 年熊本地震に伴うやむを得ない理由により予定していた活動ができなかった場合は、求職活動実績がなかったとしても、雇用保険の基本手当の受給が可能ですので、失業の認定日にその旨を公共職業安定所の担当者にお伝えください。 なお、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。

Q 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）とがありますが、これらの措置内容について教えてください。
A 5	<p>「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）とは、熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方について、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できるというものです。</p> <p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）とは、熊本県内の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです。</p> <p>なお、本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。</p> <p>このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合があります。</p>

Q 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。
A 6	<p>「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」を、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」が必要です。</p> <p>また、運転免許証等の身分証明書、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3 cm、横2.5 cm）が必要です。</p> <p>なお、確認書類がない場合でも、本人の申し出等で手続ができますので、まずは、公共職業安定所に相談ください。</p>
Q 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者休業票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。
A 7	<p>事業主と連絡がつかず、手続が進められない場合でも、本人の申し出等により、手続を進めていただくことができますので、まずは、最寄りの公共職業安定所又は都道府県労働局に相談してください。</p> <p>なお、その際には、給与明細や賃金振込が確認できる通帳など、できるだけ就業時の状況が分かるような書類があれば、相談やその後の手続を円滑に進めることができます。</p>

Q 8	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）と、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額、を教えてください。
A 8	<p>雇用保険の基本手当の受給資格を得るには、通常、雇用保険の被保険者期間が離職日前 2 年間に 12 か月以上必要ですが、本特例措置制度については、休業日（離職日）前 1 年間に雇用保険の被保険者期間が 6 ヶ月以上あれば、その他の要件を満たす場合、受給ができます。</p> <p>また、受給できる期間についても、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合等（特定受給資格者等）と同じく手厚い給付日数となります。</p> <p>受給できる期間 (https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.html)、受給できる額 (https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_basicbenefit.html) について、詳しくはHPをご覧ください。</p> <p>その他、詳しくは、公共職業安定所にお問い合わせください。</p>
Q 9	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）又は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を利用して、失業給付を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はようになりますか。
A 9	<p>本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。</p> <p>このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前 1 年間に 6 か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合があります。</p>

Q10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）について、給付制限期間の短縮がされる措置内容について、教えてください。
A10	<p>平成 28 年 4 月 14 日時点で熊本県内に居住している（いた）方であって、震災前から平成 29 年 4 月 13 日までに離職した方（離職理由が自己都合の方など）は、給付制限期間が 3 ヶ月から 1 ヶ月に短縮されます（ただし、4 月 14 日時点で待期満了後 1 ヶ月を経過している方は、4 月 14 日以降給付制限が解除されます。）。</p> <p>このため、待期満了後 1 ヶ月が経過した場合は、ハローワークから指定された認定日に関わらず、速やかにハローワークにご来所ください。</p> <p>また、平成 28 年 4 月 14 日時点で熊本県内に居住している（いた）方であって、4 月 14 日以降雇用保険失業給付の手続をされる方は、待期満了後 1 ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができますので、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。</p>

Q11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業中にボランティアをした場合、失業給付の受給はどうなりますか。
A11	<p>ボランティア活動を行う場合でも、就職の意思・能力があり就職活動の実績があれば、失業給付の基本手当の受給は可能です。（有償の場合、基本手当が減額される場合があります。）</p> <p>ボランティア活動のため失業認定日に来所できない場合は、失業認定日の変更も可能です。</p> <p>なお、休業事業所から作業を依頼された場合でも、次のいずれにも該当する「ボランティア」であれば、失業給付の基本手当が受給できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作業依頼を拒否することができること ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること <p>詳しくは、公共職業安定所にお問い合わせください。</p>

<事業主向けQ & A回答>

① 激甚災害法の雇用保険の特例措置（休業する場合の特例措置）

Q 1	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年熊本地震による災害について、熊本県が激甚災害の指定を受けましたが、従業員が「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）を受けるために、事業主はどのような手続を行わなければならないのですか。
A 1	<p>雇用する労働者が「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）を受けるためには、事業主は、激甚災害法に基づく指定のあった日（平成 28 年 4 月 26 日ですが、休業の最初の日が激甚災害法に基づく指定日である 4 月 26 日以降である場合には休業開始日となります。）から 30 日以内に「雇用保険被保険者休業証明書」を事業所管轄の公共職業安定所に提出することが必要となります。</p> <p>ただし、30 日以内に事業所管轄の公共職業安定所への提出が困難な場合には、30 日を経過しても提出を行うことができますので、速やかに手続を行っていただくようお願いします。</p> <p>公共職業安定所においては、提出された「雇用保険被保険者休業証明書」をもとに、内容を確認した上で、「雇用保険被保険者休業票－1」及び「雇用保険被保険者休業票－2」をお渡ししますので、当該書類を休業された労働者にお渡ししていただくようお願いします。</p> <p>※ただし、当該特例措置は 4 月 14 日以降に休業又は廃止した場合に適用となります。</p>

Q 2	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用保険被保険者休業証明書」は、どこで入手ができますか。
A 2	<p>「雇用保険被保険者休業証明書」は、「雇用被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を用いて作成します。それぞれの書類の余白に「休業」（赤色）と表示をした上で、個人番号記載欄や離職理由欄などに斜線を引いていただき、事業所管轄の公共職業安定所に届け出ていただくこととなります。</p> <p>なお、当該書類は、公共職業安定所にて配布していますが、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロードすることができます。</p> <p>※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格</p>

	<p>喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、公共職業安定所での配布となります。</p> <p>https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp</p>
Q 3	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類なども提出する必要があるのですか。 <p>また、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類が用意できない場合には、手続を行うことはできないのですか。</p>
A 3	<p>「雇用保険被保険者休業証明書」の提出にあたっては、賃金額を証明できる書類の提出は不要ですが、公共職業安定所においては必要に応じて、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類を確認させていただく場合があります。</p> <p>また、賃金台帳などの賃金額を証明できる書類がない場合であっても、手続を進めることができますので、まずは、公共職業安定所にご相談ください。</p>
Q 4	<ul style="list-style-type: none"> 事業所が被災等したため、事業所管轄の公共職業安定所で手続を行うことが困難なのですが、提出先の公共職業安定所を変更することは可能ですか。 <p>また、本社等が被災等した事業所に代わって、手続を行うことは可能ですか。</p>
A 4	<p>「雇用保険被保険者休業証明書」の提出先は、原則として、事業所管轄の公共職業安定所になりますが、事業所が被災等により提出が困難な場合には、他の公共職業安定所において手続を行うことができます。</p> <p>また、本社等が被災した事業所に代わって手続を行うことも可能ですが、その場合には、本社等は被災した事業所名で「雇用保険被保険者休業証明書」を作成し、本社等管轄の公共職業安定所に提出してください（印影は本社等の印影で差し支えありません）。</p>

Q 5	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例措置)の対象となる事業所は、熊本県内にある事業所が事業を休業・廃止している場合に限られるのですか。
A 5	<p>「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業した場合の特例措置)は、熊本県内に所在し、災害を受けたことにより、休止・廃止した事業所に雇用される労働者が対象になります。</p> <p>また、事業所が熊本県外にあったとしても、労働者が熊本県内にある就業場所で就労している場合には、当該就業場所が災害を受けたことにより、休止・廃止した場合には、雇用保険の特例措置の対象になります。</p>

Q 6	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県内にある本社が平成 28 年熊本地震により休業し、熊本県外にある支店が(災害の影響は受けていないものの)本社が休業したことにより休業するに至った場合、支店の従業員はこの雇用保険の特例措置の対象となりますか。
A 6	<p>熊本県外にある支店の休業は、雇用保険の特例措置の対象となりません。</p>

Q 7	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業を行っている事業所について、派遣元事業所は平成 28 年熊本地震の影響を受けなかったものの、熊本県内にある「派遣先事業所」が仕事ができなくなりましたが、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」(休業する場合の特例措置)の対象となりますか。
A 7	<p>労働者が実際に就業している場所である熊本県内の「派遣先事業所」が災害を受けたため休止・廃止したことにより、労働者派遣事業として休業せざるを得なくなってしまった場合には、特例措置の対象となります。</p>

Q 8	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の一部が平成 28 年熊本地震により休業したが、休業した労働者は全員ではなく、一部の労働者であった場合には、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となりますか。
A 8	<p>事業所の一部の労働者の方だけを休業させる場合でも、その一部の従業員の方は「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）の対象となります。</p>

Q 9	<ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）について、平成 28 年熊本地震により休業した場合に雇用保険の基本手当が支給されますが、この「休業開始日」はいつになりますか。
A 9	<p>実際に休業を開始した日（賃金が支払われなくなる日）が休業開始日となります。（例えば、地震発生当日（平成 28 年 4 月 14 日）について、地震発生時よりも前の分など当日の一部賃金は支払われ、翌日以降賃金が支払われないこととなった場合には、翌日（平成 28 年 4 月 15 日）が休業開始日となります。）</p>

② 災害救助法の雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例措置）

Q10	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が「災害救助法の雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。
A10	<p>事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄の公共職業安定所に提出していただくこととなりますが、これらの用紙は公共職業安定所で配布しておりますので、まずは公共職業安定所に御相談してください。</p> <p>なお、休業前における賃金支払状況など提出書類の記載内容が確認できる書類があれば、手続を速やかに進めることができますが、確認できる書類が全くない場合でも、本人の申し出等で手続を進めていただくことができますので、まずは、公共職業安定所に相談してください。</p> <p>また、当該書類は、公共職業安定所にて配布していますが、「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙は、インターネット（※）でダウンロード</p>

	<p>ードすることができます。</p> <p>※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、公共職業安定所での配布となります。</p> <p>https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=initDisp</p>
--	---

Q11	<ul style="list-style-type: none"> 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の手続をするためには、必ず「事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」に行くことが必要なのでしょうか。
A11	<p>書類の提出先は、原則として、対象となる事業所を管轄する公共職業安定所になりますが、事業主の方が事業所とは別の場所に避難している場合などは、対象となる事業所を管轄する公共職業安定所以外の公共職業安定所に提出できます。</p>

Q12	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県外（大分県等）は、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）及び「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置（一時的に離職する場合の特例措置）」の対象にはならないのでしょうか。
A12	<p>平成28年熊本地震発生時（平成28年4月14日）に熊本県内の事業所で勤務していた方について、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」（休業する場合の特例措置）及び「災害救助法の雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の対象となります。なお、労働者が雇用されている事業所は熊本県外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が熊本県内の場合は対象になります。</p>